要な放送設備の全部を自ら保有するための費用が他の地域に比して多額であり、協会が基幹放送局提供事業者の提供する基幹放送局設備（中継地上基幹放送局に係るものに限る。以下同じ。）を利用することにより業務の効率化を図る必要性が特に高い地域として総務大臣が指定する地域をいう。以下同じ。）において、基幹放送局設備の保有及び管理をすること。

ロ　指定地上基幹放送地域において、協会その他の基幹放送事業者との契約に基づき、イの基幹放送局設備を当該基幹放送事業者の地上基幹放送の業務の用に供すること。

(2)　協会は、第八五条第一項の総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、基幹放送局提供子会社（(1)の規定に基づき出資した子会社をいう。）に対し、指定地上基幹放送地域における地上基幹放送の業務に用いられる中継地上基幹放送局及びこれに附属する放送設備を譲渡することができることとした。（第二〇条の二第四項及び第八五条第二項関係）

3　認定基幹放送事業者等の業務管理体制の確保に係る規定の整備

(一)　基幹放送の業務の認定の申請書の記載事項として、基幹放送設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託しようとする場合にあっては、当該設備の概要及び委託先の氏名又は名称を追加することとした。（第九三条第二項関係）

(二)　認定基幹放送事業者が申請事項を変更しようとするときに、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない対象として、(一)の設備の概要及び委託先の氏名又は名称を追加することとした。（第九七条関係）

(三)　基準適合維持義務の対象として、基幹放送設備等の運用のための業務管理体制（基幹放送設備等の運用を他人に委託している場合にあっては、委託先における業務管理体制を含む。以下同じ。）を追加することとした。（第一一一条第一項、第一一二条及び第一一三条第一項関係）

(四)　基準適合維持義務の履行を確保するため、重大事故の報告義務の対象として、業務管理体制の不適切な運用に起因する事故を含めるとともに、総務大臣による改善命令及び報告徴収の対象として、業務管理体制に関する事項を含めることとした。（第一一三条～第一一五条及び第一二二条～第一二四条関係）

二　電波法の一部改正関係

1　複数の特定地上基幹放送事業者による中継局設備の共同利用

(一)　他人の地上基幹放送の業務の用に供する無線局のうち、特定地上基幹放送局の免許を受けて地上基幹放送の業務を行おうとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者の免許の申請書の添付書類の記載事項として、当該特定地上基幹放送局の免許を受けて地上基幹放送の業務を行おうとする者の氏名又は名称を追加することとした。（第六条第二項関係）

(二)　他人の地上基幹放送の業務の用に供する無線局のうち、特定地上基幹放送局の免許を受けて地上基幹放送の業務を行おうとする者の当該業務に用いられる無線局にあっては、次のいずれにも適合することとした。（第七条第二項関係）

(1)　当該免許を受けようとする者が第五条第四項各号のいずれにも該当しないこと。

(2)　当該免許を受けようとする者の提出した申請が第七条第二項第一号から第四号まで、第七号及び第八号のいずれにも適合すること。

(三)　基幹放送局の免許状に、他人の地上基幹放送の業務の用に供する無線局のうち、特定地上基幹放送局の免許を受けて地上基幹放送の業務を行おうとする者の氏名又は名称を記載しなければならないこととした。（第一四条第三項関係）

(四)　総務大臣が取り消さなければならない無線局の免許の対象に、特定地上基幹放送局の免許人のその地上基幹放送の業務に用いられる全ての特定地上基幹放送局の免許がその効力を失ったときに、当該地上基幹放送の業務に用いられる無線局であって特定地上基幹放送局以外のものの免許を追加することとした。（第七五条第一項関係）

2　基幹放送局の業務管理体制の確保に係る規定の整備

(一)　基幹放送局の免許の申請書の添付書類の記載事項として、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の一部を構成する設備（無線設備を除く。）の運用を他人に委託しようとする場合にあっては、当該設備の概要及び委託先の氏名又は名称を追加することとした。（第六条第二項関係）

(二)　基幹放送局の予備免許を受けた者又は基幹放送局の免許人が申請事項を変更しようとするときに、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない対象として、(一)の概要及び委託先の氏名又は名称を追加することとした。（第九条及び第一七条関係）

三　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（法律第四一号）（文部科学省）

1　目的

この法律は、日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育（以下「日本語教育」という。）を行うことを目的とした課程（以下「日本語教育課程」という。）を置く教育機関（以下「日本語教育機関」という。）のうち一定の要件を満たすものを認定する制度を創設し、かつ、当該認定を受けた日本語教育機関において日本語教育を行う者の資格について定めることにより、日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　日本語教育機関の認定

(一)　認定

日本語教育機関の設置者は、当該日本語教育機関について、申請により、日本語教育を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣の認定（以下「認定」という。）を受けることができるものとし、当該認定の要件や欠格事由等の所要の規定を設けることとした。（第二条関係）

(二)　情報の公表

認定を受けた日本語教育機関（以下「認定日本語教育機関」という。）の設置者は、当該認定日本語教育機関における学習の環境に関する基本的な情報として文部科学省令で定める事項を公表しなければならないものとした。（第三条関係）

(三)　名称の使用制限

何人も、認定日本語教育機関でないものについて、認定日本語教育機関という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならないものとした。（第四条関係）

(四)　認定日本語教育機関の表示

(1)　認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告その他の文部科学省令で定めるもの（(2)において「広告等」という。）に、文部科学大臣の定める表示を付することができるものとした。（第五条第一項関係）

(2)　何人も、(1)の規定による場合を除くほか、広告等に(1)の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないものとした。（第五条第二項関係）

(五)　変更の届出等

認定日本語教育機関の設置者による文部科学大臣への認定申請事項の変更の届出等について、所要の規定を設けることとした。（第六条関係）

(六)　認定日本語教育機関の教員

認定日本語教育機関において日本語教育課程を担当する教員は、3の(一)の(1)の登録を受けた者でなければならないものとした。（第七条関係）